

## 条 例 に 関 す る 意 見

(・は第1回、○は第2回懇話会、※は弁護士会や報道機関声明で寄せられた意見)

項目	意見内容
<u>総論</u>	
<b>【問題点】</b> 人権救済は司法の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の不備を運用面で補うことは不可能（実体規定が必要）。憲法は本来国家を縛るもの。条例は本来地方権力を縛るもの。条例の本来の目的を考えると本条例はそもそも人権思想に反する。</li> <li>私人間の問題は純粹に司法が関わるべき問題。ADR（裁判外の紛争解決手段）など司法改革に対する援助が望ましい。</li> <li>当事者間の言い分が異なるものを裁くのは強制力をもった司法の役割。  ※市民間の紛争や表現の自由に関わる問題は国民の基本的人権の根幹に関わる。解決過程で一方の基本的人権のために他方の基本的人権を制約することは行政の役割ではなく司法の役割。</li> </ul>
司法救済以外の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的なもので対処できるものは司法で処理できるが、意識調査をやつているとそれ以外のものが現実には多い。</li> </ul> <p>○本条例の司法制度の補完という役割はあると思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>司法救済だけでは実際には救済となっていないという現状あり。この条例でたとえば在日外国人のアパート賃貸拒否をなんとかしてほしいという声など、具体的な事案に即した問題解決を図ることは必要ではないか。</li> </ul>
凍結・施行延期	<p>○制度凍結又は6月施行は延期すべき。</p>
立法事実の確認が必要	<p>○湯梨浜町の教育行政やオウム真理教の住民登録手続きなど、行政に不手際があるから人権救済が機能しない。立法事実があるかどうか、具体的な事実を持ち寄って検討すべき。</p> <p>○斡旋仲裁で9割の問題は解決する。虐待の場合は児童虐待など個別法あり。差別と私人間の争い、行政に対する不満に集約されるであろうから、それぞれ要件、システムを個別に準備すべき。</p>
<b>【改善へ向けた意見】</b> 司法救済以外の必要性	<p>○いたんできたものを修正することが大事。公権力、行政の問題をどういれるかを検討すべき。現実に差別されている人たちの声を聞く機会をもう一度県は設けるべき。</p>
立法事実の確認が必要	<p>○部落差別が問題であればこれに特化した条例をつくるべき。</p> <p>○具体的な問題を具体的に解決すべき。どういう人権侵害がどういう強度でなされたときに、どのように救済するか規定すべき。</p>

## 条 例 に 関 す る 意 見

(・は第1回、○は第2回懇話会、※は弁護士会や報道機関声明で寄せられた意見)

項目	意見内容
<u>第3条 人権侵害の禁止</u>  <b>【問題点】</b> 表現の自由に抵触  定義の明確化が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の基本的性格は、人権擁護法案の特別救済部分 + <math>\alpha</math> であり、+ <math>\alpha</math> 部分が表現の自由に抵触する。</li> </ul> <p>※不当な差別等に対して抗議する言動も「生活の平穏を害する著しく粗野な言動」と評価される可能性があり、一般市民の言論及び表現の自由・報道の自由と対立することも予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①条例では差別の定義がないため、簡易迅速に処理することは困難。②全面廃止ではなく、差別救済が機能する形に変えてもらいたい。そのためには差別の概念規定が必要。</li> <li>人権侵害ではないものをきちんといえることが前提となるべき。</li> <li>この条例が何を人権侵害したいのかが不明。弱者の人権を行使できる環境をサポートするほうが大切。差別問題に特化した専門的な委員会とし、客観的な差別的取扱いの判断基準を明確化して取り扱うべき。</li> <li>そもそも自治体自身が県民の人権を守る機関。その中でこの条例がどの人権の問題を扱おうとしているか、その定義と限定が必要。</li> </ul> <p>○1号について、言論はある意味、物事に差をつけて表現することに基づがある。「不当」だけの修飾では判断が難しい。4号について、意見がわかった場合ひぼう中傷に発展することはよくあること。6号について、粗野乱暴は道徳的評価を優先すべき。</p> <p>○具体的にどんな人権侵害を救うかということに基づいて条例化すべき。どこまで網がかかるか分からないので市民は不安。</p> <p>○差別に関して条例で救済する必要性は否定できないが、隣地との紛争さえも対象とされかねない条例になっていることに危惧。</p> <p>※条例が扱う対象範囲が広く、また、「差別」「ひぼう・中傷」「虐待」「性的な言動」など抽象的な概念規定である。</p> <p>※「特定の者の名誉又は社会的信用を低下させる目的で、その者を公然とひぼうし、若しくは中傷し、又はその者の私生活に関する事実、肖像その他の情報を公然と摘示する行為」(第3条第1項第4号)は、極めて曖昧であり、正当な取材・報道活動が人権侵害として規制されるおそれがある。</p> <p>※「公共の利害に関する事実が真実で、その目的が専ら公益を図る目的であったと認められる場合には罰せられない」(刑法230条の2)との限定もない。</p> <p>※対象とする公権力による人権侵害の類型が不十分 (刑務所の医療体制の</p>

	<p>不備など)。</p>
行政機関に限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私人間のトラブルは私人間で解決すべき。行政機関による人権侵害の解決に限定すべき。</li> </ul>
思想文化への介入は避けるべき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私人間の問題に行政権力が介入することはありうるが、人種差別・性差別などは思想とは関係ないが、思想文化に関わる差別事項への法的介入はさるべき。女性差別のよう法律的禁止事項としてもよいという文化的了解があれば法律に乗せて強制措置をとるべきものもある。</li> </ul>
表現行為を含めるか否か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・差別表現は部落差別の大きな問題。扱わない場合は納得できない面もある。</li> <li>・差別表現は取り扱うべきでない。</li> </ul>
虐待は対象外	<p>○虐待の規定はむしろ危険。委員会は虐待者に対し虐待の事実を宣告するだけでそれ以降の手当てが規定されていない。虐待がさらに深刻化する可能性あり。法律のように分離手続きが必要。</p>
<b>【改善へ向けた意見】</b>	
定義の明確化が必要	<p>○立法事実に遡りテーマを絞って再構成すべき。</p> <p>○差別禁止事由（人種・障害・性的指向など）を決め、具体的に差別行為を類型化（言辞・身元調査・住居占有拒否など）し、これを組み合わせて明確に定めればよい。</p> <p>○差別的事例ではなく目的として書いてあることに危惧。委員が目的を認定するためつるし上げになる危険性もある。差別については、公表のような強力な制裁がないとつくる意味がないということもある。そのためには差別の目録づくりが必要。</p> <p>○強制権限を剥奪したうえで駆け込み寺的なものにするか、対象を限定して再構成すべき。就職差別について継続雇用を望むか退職を望むかにより対応も違う。条例では荷が重い。適切に解決できるものに限定すべき。</p> <p>○虐待は除くか、高齢者虐待防止法などにつなげる手続きとすべき。</p>
虐待は対象外	
<b>第4条 委員会の設置</b>	
<b>【問題点】</b> 委員会の独立性	<p>○行政委員会としての独立性が解決できていない。</p> <p>※職務機能行使については保障されているが、機構上の独立性に乏しい。 (委員の任命、予算編成、事務局職員の選任、規則制定権が知事にある)</p>
<b>第6条 組織</b>	
<b>【問題点】</b> 委員が非常勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員は非常勤であるため実際の調査は職員が行うが、専門性も必要とされ本当に調査認定できるのか。</li> </ul>

委員数が少ない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 5 名では少ない。</li> <li>・5人の委員すべてが弁護士であっても、予想される年間数千件を処理するのは困難。</li> </ul>
<u>第17条2項 通報</u> <b>【問題点】</b> 通報は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通報が第三者でもできることは問題。</li> </ul>
<u>第17条3項2号 係争中事案</u> <b>【問題点】</b> 係争中の規定が不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権侵害をしたと委員会から認定されたことにつき、不当であると裁判に訴えた場合にこの条例の手続きが終了するのか不明。</li> </ul>
<u>第17条3項5号 県外発生事案</u> <b>【問題点】</b> 自治法違反	<ul style="list-style-type: none"> <li>※県外発生事案であっても被害者が県民であれば申立ての対象となる規定は、条例の適用範囲の原則である地方自治体の範囲を超えており、地方自治法違反である。</li> </ul>
<u>第18条 調査及び手続保障など</u> <b>【問題点】</b> 手續保障が不十分  <b>【改善へ向けた意見】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不確かな手続きによる認定・勧告・公表は取り返しがつかない。</li> <li>・労働委員会などの考え方を発展させて司法的手続に準じたしくみを考えることで、正式な裁判に比べれば簡易迅速が実現できる。</li> </ul>
<u>第19条 関係者の協力等</u> <b>【問題点】</b> 行政機関による侵害の救済が不十分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一番問題にすべき警察など行政機関が無視されている。</li> <li>・国連から勧告を受けているのは主に公権力による人権侵害であるがこれに甘い。</li> </ul> <p>※刑務所、警察に関する人権救済申立は19条3項・4項により調査が拒否される。</p> <p>※刑事手続ですら任意捜査が原則で、裁判官の発する令状によって逮捕されたり捜査・差押を受けることはあっても、供述や自白は強制されない(憲法第38条、刑事訴訟法第198条)。</p> <p>○憲法で定める不利益供述の強制禁止や黙秘権が調査拒否の正当理由とな</p>

	るか不明。
<u>第21条 救済措置</u>	
<b>【問題点】</b> 私人間は和解が限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法救済以外の手続きとしては斡旋、調停という話し合いの延長しかない。</li> <li>・この委員会ができる具体的な私人間の救済は和解ぐらいではないか。</li> <li>・社会的説得や弱者に対するエンパワメントを考えることしか共同体としての解決はない。</li> </ul>
対象が無限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権侵害を行い、若しくは行うおそれのある者又はこれを助長し、若しくは誘発する行為を行う者及びその関係者」など、無限定に広がるおそれ。</li> </ul>
<b>【改善へ向けた意見】</b> 私人間は和解が限度	<p>○私人間の問題は私人間で解決する緩やかな規定とし、公の施設や公権力について委員会の組織整備を密にして対応すべき。</p>
<u>第24条第3項 公表</u>	
<b>【問題点】</b> 「公表」はいきすぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会は「公表」があらたな人権侵害につながるかどうか判断できるのか。</li> <li>・過料、公表は司法的権力の行使にほかならず、行政権力としてはいきすぎ。</li> </ul> <p>○最終的に司法判断が受けられるものであればよいが、公表は阻止しようがない。公表は刑罰に近い。公表は救済措置の実効性を担保する手段として盛り込まれているが、公表自体新たな手法であり議論の途中。</p> <p>○人権委員会が人権侵害をした場合に司法救済ができない可能性が大。</p> <p>※公表は刑事罰に匹敵するため刑事手続に匹敵する適正な手続きが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁明の機会は与えられるものの反対尋問権がない。</li> <li>・弁護人選任権の保障がない。</li> <li>・厳格な証拠による事実認定の原則が確立されていない。</li> </ul> <p>※公表された者の名誉や社会的信用を著しく失墜させ、社会的生命すら奪う処分で、刑事罰に匹敵あるいはそれ以上の重大な制裁。</p> <p>○公表があることにより刑罰的な条例になっていることに危惧。公表は最低限整理が必要。公表を事前通知し、これを不服申立ての対象とすることによって司法救済が可能となる。</p>
<b>【改善へ向けた意見】</b>	
<u>第27条 訴訟援助</u>	
<b>【問題点】</b> 協力者の信義に反す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の任意調査は委員会の結論をだすための調査であるはず。（弁護</li> </ul>

る。	士会が行う人権擁護委員会活動の調査は外部には漏らさない。)
<p><u>第28条 2項 過料</u></p> <p><b>【問題点】</b> 「過料」はいきすぎ</p> <p><b>【改善へ向けた意見】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過料、公表は司法的権力の行使にほかならず、行政権力としてはいきすぎ。</li> <li>・海外では、過料制裁は個別の差別禁止法（人種・男女・障害者差別）の裏づけとしてあるのみで、残りは公権力に対するオンブズマン的性格。本条例は私人間に幅広く強制的に入っていくもので過料の必要性・発動要件が不明確。</li> </ul> <p>○同じ過料といえ住民票の届けの強制とは性質が違うもの。刑罰として捉えられる。安易に制裁措置をつけた感がある。</p> <p>○私人間の争いで調査協力拒否の恐れはあまりないのではないか。過料ではなく不利益認定で十分ではないのか。</p>
<p><u>第31条</u> <u>報道の自由に対する配慮</u></p> <p><b>【問題点】</b> 条例の規制にはなじまない。</p> <p><b>【改善へ向けた意見】</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○報道の自由の根本は国民の表現の自由の確保であるのに、メディアだけに配慮規定があるのはおかしい。</li> <li>○報道機関による差別助長の影響のほうが個人よりも大きいのに、それは問題とせず個人は問題とするのは立法事実からいうとおかしい。</li> <li>○本条例の公表よりも過酷な人権侵害が報道によってなされることはありうるが、条例による規制には馴染まない。</li> <li>○メディアによる人権侵害は別の問題をはらむ。県内メディアの人権侵害事例がないのであれば、対象から外すべき。</li> <li>○報道機関の自主的な取組みを促すべき。</li> <li>○メディアを自主的解決に委ねるのなら、個人も委ねるのがバランス。</li> </ul>